

○山口県警察術科訓練に関する訓令

令和6年3月4日  
本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の体力及び気力を錬成し、職務執行に必要な術科技能の向上を図るため、術科の指導及び訓練の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「術科」とは、総合対処法、逮捕術、拳銃操法、柔道、剣道、救急法及び体育をいう。

(術科訓練の推進)

第3条 所属長は、所属の警察官の術科技能を向上させるため、実戦的な術科訓練を計画的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 警察官は、常に心身の充実に努めるとともに、積極的に術科訓練に参加し、術科技能の向上に努めなければならない。

(術科指導官等の設置)

第4条 術科訓練を効果的かつ計画的に推進するため、本部術科指導官、ブロック術科指導官及び所属術科指導員（以下「術科指導官等」という。）を置く。

2 術科指導官等の名称、配置所属及び指導担当所属は、別表第1のとおりとする。

(術科指導官等の指名)

第5条 本部術科指導官及びブロック術科指導官は、別表第2の資格基準に該当する者の中から、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）の推薦により、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名するものとする。

2 所属術科指導員は、別表第2の資格基準に該当する者の中から、所属長の推薦により、本部長が指名するものとする。

3 所属術科指導員を推薦する場合において、別表第2に掲げる資格基準に該当する者がいないときは、所属の警察官のうちから適任者を推薦することができる。

4 本部術科指導官（救急法及び体育の指導官を除く。）、ブロック術科指導官及び所属術科指導員（救急法及び体育の指導員を除く。）は、総合対処法の指導を兼ねるものとする。

5 本部術科指導官及び所属術科指導員は、複数の種目の担当を兼ねることができる。

(術科指導官等の指名の解除)

第6条 前条第1項及び第2項の規定により指名した術科指導官等が、人事異動、長期療養、入校その他の理由により、その責務を果たすことができないと認めるときは、当該術科指導官等を推薦した所属長（教養課長を含む。）の申請により、本部長がその指名を解除するものとする。

(術科指導官等の名簿の作成)

第7条 教養課長は、術科指導官等の名簿を備え、整理しなければならない。

(術科指導官等の任務)

第8条 術科指導官等は、安全管理を徹底した上で、担当する種目の術科訓練が実戦的

かつ効果的なものとなるよう指導を行うものとする。

2 本部術科指導官は、警察官に対する術科の指導を行うとともに、ブロック術科指導官及び所属術科指導員の指導技能の向上を図るものとする。

3 ブロック術科指導官は、本部術科指導官と連携し、指導担当所属において、術科（拳銃操法を除く。）の指導を行うとともに、所属術科指導員の指導技能の向上を図るものとする。

4 所属術科指導員は、担当する種目の術科について自所属の警察官を指導するものとする。

（本部術科指導官の派遣要請）

第9条 所属長は、所属の術科訓練の指導を行う上で必要と認めるときは、教養課長に対して、本部術科指導官の派遣を要請することができる。

（ブロック術科指導官の派遣要請）

第10条 教養課長は、術科訓練の指導を行う上で必要と認めるときは、ブロック術科指導官の所属する所属長に対して、当該術科指導官の派遣を要請し、本部術科指導官と連携して指導に当たらせることができる。

（定例訓練）

第11条 所属長は、各術科種目の訓練要綱等で定める訓練の実施基準に基づき、訓練計画を策定の上、定期的に術科訓練（以下「定例訓練」という。）を実施するものとする。ただし、警察本部における定例訓練は、教養課長が訓練計画を策定し、本部術科指導官の指導のもと実施するものとする。

（暑中稽古等）

第12条 所属長は、所属の実情に応じて暑中稽古、寒稽古、県下警察術科大会事前訓練、技能審査事前訓練等を実施するものとする。ただし、警察本部における暑中稽古及び寒稽古は、教養課長が訓練計画を策定し、本部術科指導官の指導のもと実施するものとする。

（特別訓練）

第13条 本部長は、術科に係る高度の技能及び指導能力を習得させるため、別に定めるところにより、特別訓練員を指名し、特別訓練を行うものとする。

（巡回指導）

第14条 教養課長は、必要に応じて本部術科指導官を各警察署へ派遣し、術科訓練の巡回指導に当たらせるものとする。

（講習会等）

第15条 教養課長は、術科技能の向上を図るため、必要に応じて講習会、集合訓練、招致教養等を実施するものとする。

（県下警察術科大会）

第16条 本部長は、警察官の士気の高揚と訓練の効果を測定するため、種目を指定して毎年1回以上県下警察術科大会を開催するものとする。

（段級位異動報告）

第17条 所属長は、山口県警察柔剣道段級審査に関する訓令（昭和34年山口県警察本部訓令第5号）第2条に規定する山口県警察柔剣道段級審査委員会以外の機関にお

いて柔道又は剣道の段級位を取得し、又は異動を生じた警察官があったときは、その都度速やかに本部長に報告しなければならない。

(準用規定)

第18条 この訓令の規定は、警察官以外の職員について準用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(山口県警察の教養実施に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察の教養実施に関する訓令(昭和49年山口県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「山口県警察術科訓練に関する訓令(昭和34年山口県警察本部訓令第6号)」を「山口県警察術科訓練に関する訓令(令和6年山口県警察本部訓令第5号)」に改める。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

3 山口県警察における事務の決裁に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表教養課の部山口県警察術科訓練に関する訓令(昭和34年山口県警察本部訓令第6号)の項を次のように改める。

山口県警察術科訓練に関する訓令(令和6年山口県警察本部訓令第5号)	第5条第1項、第2項	本部術科指導官、ブロック術科指導官及び所属術科指導員の指名		○	
	第6条	本部術科指導官、ブロック術科指導官及び所属術科指導員の指名の解除			○
	第13条	特別訓練員の指名	○		
	第16条	県下警察術科大会の開催	○		
	第17条	段級位の取得又は異動の報告			○

別表第1 (第4条関係)

術科指導官等配置表

役 職	名 称	配置所属	指導担当所属
本部術科指導官	本部逮捕術指導官 本部拳銃操法指導官 本部柔道指導官 本部剣道指導官 本部女性術科指導官 本部救急法指導官 本部体育指導官	警 察 本 部	県 下 全 域
ブロック術科指導官	東 部 ブ ロ ッ ク 術 科 指 導 官	警 察 署	岩 国 警 察 署 柳 井 警 察 署 光 警 察 署 下 松 警 察 署 周 南 警 察 署
	中 部 ブ ロ ッ ク 術 科 指 導 官	警 察 署	防 府 警 察 署 山 口 警 察 署 山 口 南 警 察 署 美 祢 警 察 署 長 門 警 察 署 萩 警 察 署
	西 部 ブ ロ ッ ク 術 科 指 導 官	警 察 署	宇 部 警 察 署 山 陽 小 野 田 警 察 署 小 串 警 察 署 下 関 警 察 署 長 府 警 察 署
所属術科指導員	所属拳銃操法指導員	全 て の 所 属	自 所 属
	所属逮捕術指導員 所属柔道指導員 所属剣道指導員 所属救急法指導員 所属体育指導員	警 察 学 校 本 部 執 行 隊 警 察 署	

注 「本部執行隊」とは、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。

別表第2（第5条関係）

## 術科指導官等の資格基準

役職	術科種別等	資格基準
本部 術科 指導 官	逮捕術	逮捕術技能検定上級の資格を有する巡査部長以上の警察官で、術科指導者養成科等を修了するなど優れた指導能力のある者
	拳銃操法	拳銃操法技能検定上級の資格を有する巡査部長以上の警察官で、拳銃指導者専科等を修了するなど優れた指導能力のある者
	柔道	柔道6段以上の段位を有し、術科指導者養成科等を修了するなど優れた指導能力のある者
	剣道	剣道7段以上の段位を有し、術科指導者養成科等を修了するなど優れた指導能力のある者
	女性術科	柔道3段又は剣道3段以上の段位を有し、かつ、逮捕術技能検定上級の資格を有する女性警察官で、優れた指導能力のある者
	救急法	救急法技能検定上級の資格を有し、優れた指導能力のある者
	体育	本部体育指導官としての適格性を有し、優れた指導能力のある者
ブロック術科指導官		警部補以上の警察官で、柔道5段又は剣道6段以上の段位を有し、かつ、逮捕術技能検定上級の資格を有するなど優れた指導能力のある者
所属 術科 指導 員	逮捕術	逮捕術技能検定上級の資格を有する巡査部長以上の警察官で、優れた指導能力のある者
	拳銃操法	拳銃操法技能検定上級の資格を有する巡査部長以上の警察官で、拳銃指導者講習等を修了するなど優れた指導能力のある者
	柔道	柔道3段以上の段位を有し、優れた指導能力のある者
	剣道	剣道3段以上の段位を有し、優れた指導能力のある者
	救急法	救急法技能検定上級の資格を有し、優れた指導能力のある者
	体育	所属体育指導員としての適格性を有し、優れた指導能力のある者